

(一)

東京大学当局と東京大学職員組合との確認書

東京大学当局と東京大学職員組合とは東大紛争（東大闘争）に関連して両組合から出された諸要求について折衝を重ねてきたが、後記の諸項目について両者の合意が成立したことを確認する。これは、

- (1) 大学の自治は教授会の自治であるという従来の考え方がもはや不適当であり、職員、院生、学生も大学の構成員として固有の権利をもち、それぞれの役割において大学の自治を形成する。
- (2) 大学はその構成員の自主的、民主的な意思に依拠して大学の自治を不当な圧力から守る。

という原則の共通な認識に立つて東大紛争（東大闘争）を解決し東京大学の改革をすすめるためのものである。

なお、大学当局と東京大学職員組合とは、1月10日「七学部集会」における「確認書」のうち、大学当局が2月11日に学生側七学部代表団とのあいだで確認した15項目、2月9日の評議会において「確認書」と同一の文書で大学の意思を表明することに決定した2項目、および同評議会の議をへて公表された「確認書の審議を終えて」に示された4つの「基本的な考え方」にもとづいて具体化をはかることになつた7項目について、これらが同職員組合の要求

と基本的に合致するものであることを確認した。

また、大学当局は、大学の財政ならびに事務機構についても、あらたな大学自治の考え方をとり入れて改革をかかる方向で、大学改革委員会において審議することに同意した。

確認された項目

1 警察力導入について

(1) 大学当局は、6月17日の警察力導入が講堂占拠の背後にあつた医学部学生の要求を理解し、根本的解決をはかる努力をつくさないままに、もつばら事務機能回復という管理者的立場にのみ重点をおいてなされた誤りであつたことを認める。

(2) 大学当局は、原則として学内「紛争」解決の手段として警察力を導入しないことを認める。

2 捜査協力について

学内での組合活動など職員の正当な自主的活動に関する警察の調査や捜査については、これに協力せず、警察の要請があつた場合にも原則的にこれを拒否する。

3 処分について

(1) 大学当局は、昨年1月29日以来の闘争の中で行な

われた職員の正当な抗議行動については、学生、院生の場合と同様に処分の対象としない。

(2) 大学当局は、正当な組合活動の規制となり、あるいは基本的人権の無視となるような職員に対する処分その他の不利益な取扱いは行なわない。

4 職員の自治活動の自由について

(1) 大学当局は、東京大学職員組合との交渉に応ずる。

その交渉相手は基本的には総長である。交渉に際しては、職員組合としての交渉事項、時間、人数、場所について不当な制限は行なわない。

(2) 大学当局は、学部共通則第8条、第9条、第10条、同取扱内規3および4、掲示に関する内規など職員、院生、学生の自主的な活動を制限している条項の改正または廃止、および改廃が行なわれるまでの暫定的取扱いについて東京大学職員組合とも交渉する。

(3) 組合事務所として必要な施設、備品について、大学当局は誠意をもつて措置する。

5 大学の管理運営の民主化について

(1) 「8.10告示」およびいわゆる「東大パンフ」は廃止されたことを確認する。

(2) 職員は大学自治の担い手である。

(3) 大学当局は、「大学改革委員会」の設置およびその権限、性格について東京大学職員組合とも協議する。

6 軍学協同、産学協同について

(1) 大学当局は、「軍事研究は行なわない、また軍からの研究援助は受けない。」という東京大学における慣行を堅持し、基本的姿勢として軍との協力関係をもたないことを確認する。

(2) 大学当局は、大学における研究が自主性を失なつて資本の利益に奉仕することがあれば、そのような意味では産学協同を否定すべきであることを確認する。

昭和44年3月5日

東京大学総長代行 加藤一郎

東京大学職員組合執行委員長

二月五日